



発行 新潟県

号外 1

令和3年12月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 40 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 41 新潟県部制条例及び新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政改革課)
- 42 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(行政改革課)
- 43 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例(スポーツ課)
- 44 新潟県防災基本条例(防災企画課)
- 45 新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(子ども家庭課)
- 46 新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例を廃止する条例(建築住宅課)
- 47 新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例(営業企画課)
- 48 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(経営企画課)
- 49 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例(警務課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例(新潟県条例第40号)

1 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改正等

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る手数料を見直すとともに、長期優良住宅の容積率の特例の許可の申請に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年2月20日から施行することとしました。

◇新潟県部制条例及び新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第41号)

1 部及び局の再編

総務管理部、県民生活・環境部及び観光局を総務部、環境局及び観光文化スポーツ部とする等の再編を行うこととしました。(第1条関係)

2 教育委員会の職務権限に属する事務の移管

新潟県政記念館、新潟県立近代美術館及び新潟県埋蔵文化財センターの設置、管理及び廃止に関する事務、文化に関する事務並びに文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事へ移管することとしました。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(新潟県条例第42号)

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備

することとしました。

- (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）
- (2) 新潟県福祉のまちづくり条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例（新潟県条例第43号）

1 手数料の改正

スポーツ外来利用者が納める手数料について、積算根拠の見直しに伴い、手数料の額を引き上げることとしました。(別表第4関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県防災基本条例（新潟県条例第44号）

1 目的

この条例は、現在及び将来の世代の県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、事業者及び自主防災組織等の役割を明らかにすることにより、多様な主体が連携して防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする事としました。(第4条関係)

3 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、自らの防災力を高めるため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする事としました。(第5条関係)

- (1) 居住する地域における災害発生の危険性及び避難の指示その他の災害に関する情報に基づきとるべき行動をあらかじめ把握するなど、災害に関する知識を習得すること。
- (2) 災害の種類ごとに、想定される事態の推移に応じて災害時にとるべき行動に習熟し、避難の際に必要な物資を備蓄するなど、平時から災害に備えること。
- (3) 現に発生し、又は発生するおそれがある災害に対し、自ら情報収集しつつ、危険を回避し、安全を確保するための行動をとるなど、災害に適切に対応すること。
- (4) 災害からの地域社会の再生に係る取組に協力すること。

4 県及び市町村の応援

県及び市町村は、災害が発生したときは、一体となって被災市町村の応援を行うものとし、その応援が円滑に実施されるよう、平時から応援及びその受入れに必要な体制の整備に努めるものとする事としました。(第9条関係)

5 防災に関する行動指針

知事は、県民、事業者及び自主防災組織等の防災に関する意識の高揚及び自発的な防災対策の取組の促進を図るため、防災に関する行動指針を作成するものとする事としました。(第10条関係)

6 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例を廃止する条例（新潟県条例第46号）

1 条例の廃止

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めた条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例（新潟県条例第47号）

1 水道使用料の改正

新潟臨海工業用水道の水道使用料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第21条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第48号）

1 指定管理者制度の導入

新潟県立加茂病院及び新潟県立吉田病院の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲等を定めることとしました。(第11条～第15条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとしました。

◇新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第49号）

1 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料の改正

銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴い、クロスボウの取扱いに関する講習会等に係る手数料を新たに規定することとしました。(第7条関係)

2 道路交通法関係手数料の改正

パーキング・メーターの運用を終了したため、パーキング・メーターの作動に係る手数料等の規定を削除することとしました。(第8条関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年3月15日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県部制条例及び新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
- (4) 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県防災基本条例
- (6) 新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例を廃止する条例
- (8) 新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県条例第40号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第6号の表35の項を次のように改める。

| | | | | |
|----|--|--------------------|-------------------------------|--|
| 35 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | (1) 新築をしようとする住宅が一戸建てである場合 | 1件につき 13,100円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に13,100円を加えた額） (1) 新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）第23条第1項に掲げる手数料の額 (2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、新潟県建築基準条例第24条第1項に定める手数料の額 |
| | | | (2) 新築をしようとする住宅が共同住宅等である場合 | 1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 共同住宅等の総戸数（以下「総戸数」という。）が5戸以内のものについては、24,800円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、37,500円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、59,100円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、91,700円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、137,200円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、229,500円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、289,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、327,800円 |
| | | | (3) 増築又は改築をしようとする住宅（新築の時に長期優良 | 1件につき |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 住宅建築等計画の認定を受けていないものに限る。)が一戸建てである場合 | 18,400円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、建築確認等手数料額に18,400円を加えた額) |
| | | (4) 増築又は改築をしようとする住宅(新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていないものに限る。)が共同住宅等である場合 | 1件につき、次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (1) 総戸数が5戸以内のものについては、34,600円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、53,700円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、86,100円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、134,900円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、203,200円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、341,700円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、431,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、489,000円 |

別表第6号の表35の項の次に次の1項を加える。

| | | | |
|--------------|---|-----------------------------|---|
| 35 の 2 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 | 区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | (1) 新築をしようとする場合 1件につき、次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) 総戸数が5戸以内のものについては、24,800円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、37,500円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、59,100円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、91,700円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、137,200円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、229,500円 |
|--------------|---|-----------------------------|---|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、289,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、327,800円 |
| | | (2) 新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅の増築又は改築をしようとする場合 | 1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1) 総戸数が5戸以内のものについては、34,600円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、53,700円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、86,100円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、134,900円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、203,200円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、341,700円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、431,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、489,000円 |

別表第6号の表36の項を次のように改める。

| | | | | |
|----|--|----------------------|---|---|
| 36 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。）の変更の認定（同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除 | 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | (1) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が一戸建てである場合 | 1件につき 6,500円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、建築確認等手数料額に6,500円を加えた額） |
| | | | (2) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅等である場合 | 1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 総戸数が5戸以内のものについては、12,400円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、18,700円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、29,500円 |

| | | |
|------------------|---|---|
| く。)の申請に対する 審査 | | (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、45,800円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、68,600円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、114,700円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、144,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、163,900円 |
| | (3) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が一戸建てである場合 | 1件につき 9,200円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、建築確認等手数料額に9,200円を加えた額） |
| | (4) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅等である場合 | 1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 総戸数が5戸以内のものについては、17,300円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、26,800円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、43,000円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、67,400円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、101,600円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、170,800円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、215,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、244,500円 |

別表第6号の表36の項の次に次の1項を加える。

| | | | | |
|---------|-------------------|----------|--|--|
| 36 の | 長期優良住宅の普及の促進に関する法 | 区分所有住宅に係 | (1) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合 | 1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定 |
|---------|-------------------|----------|--|--|

| | | | |
|---|---|--|--|
| 2 | 律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。）の変更の認定（同法第9条第3項の規定による申請に係るものを除く。）の申請に対する審査 | る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) 総戸数が5戸以内のものについては、12,400円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、18,700円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、29,500円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、45,800円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、68,600円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、114,700円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、144,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、163,900円 |
| | | (2) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合 | 1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) 総戸数が5戸以内のものについては、17,300円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、26,800円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、43,000円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、67,400円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、101,600円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、170,800円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、215,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、244,500円 |

別表第6号の表37の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同表38の項の次に次の1項を加える。

| | | | | |
|--------------|-----------------------------|--------------|-------|----------|
| 38 の 2 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規 | 長期優良住宅容積率特例許 | 1件につき | 160,000円 |
|--------------|-----------------------------|--------------|-------|----------|

| | | |
|-------------------------|--------|--|
| 定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査 | 可申請手数料 | |
|-------------------------|--------|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る改正後の別表第6号の表36の項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|---|---|
| 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項 | 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「改正前長期優良住宅法」という。）第8条第1項 |
| 長期優良住宅建築等計画（同法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。） | 長期優良住宅建築等計画 |
| 同法 | 改正前長期優良住宅法 |
| 6,500円 | 6,100円 |
| 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項 | 改正前長期優良住宅法第8条第2項 |
| 12,400円 | 11,900円 |
| 18,700円 | 18,300円 |
| 29,500円 | 29,100円 |
| 45,800円 | 45,400円 |
| 68,600円 | 68,200円 |
| 114,700円 | 114,300円 |
| 144,600円 | 144,200円 |
| 163,900円 | 163,400円 |
| 9,200円 | 8,700円 |
| 17,300円 | 16,800円 |
| 26,800円 | 26,400円 |
| 43,000円 | 42,600円 |

| | |
|----------|----------|
| 67,400円 | 67,000円 |
| 101,600円 | 101,100円 |
| 170,800円 | 170,400円 |
| 215,600円 | 215,200円 |
| 244,500円 | 244,000円 |

新潟県条例第41号

新潟県部制条例及び新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県部制条例の一部改正)

第1条 新潟県部制条例(昭和31年新潟県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動後号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目(以下この条において「削除号細目」という。)を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目(以下この条において「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、部又は局の名称及び事務の配分を次のように定める。 (1) 知事政策局 ア～エ (略) <u>オ 男女平等社会に関する事項</u> (2) <u>総務部</u> ア～ウ (略) <u>エ 県民生活に関する事項</u> <u>オ (略)</u> (3) <u>環境局</u> <u>環境に関する事項</u> (4)～(6) (略) (7) <u>観光文化スポーツ部</u> <u>ア 観光に関する事項</u> <u>イ 文化に関する事項</u> <u>ウ スポーツに関する事項</u> (8)～(11) (略) | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、部又は局の名称及び事務の配分を次のように定める。 (1) 知事政策局 ア～エ (略) (2) <u>総務管理部</u> ア～ウ (略) <u>エ (略)</u> (3) <u>県民生活・環境部</u> <u>ア 県民生活に関する事項</u> <u>イ 文化に関する事項</u> <u>ウ スポーツに関する事項</u> <u>エ 男女平等社会に関する事項</u> <u>オ 環境に関する事項</u> (4)～(6) (略) (7) <u>観光局</u> <u>観光に関する事項</u> (8)～(11) (略) |

(新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例(平成29年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|-------|-------|

| | |
|--|--|
| <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) <u>新潟県政記念館、新潟県立近代美術館及び新潟県埋蔵文化財センターの設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む。）。</u></p> <p>(2) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</u></p> <p>(3) <u>文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>文化財の保護に関すること。</u></p> | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>同項第2号</u>に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例及び県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年新潟県条例第42号。以下「整備条例」という。)に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、整備条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際第2条の規定による改正後の新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例本則第1号、第3号及び第4号に掲げる事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(新潟県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 4 新潟県特別職報酬等審議会条例（昭和39年新潟県条例第73号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (庶務) | (庶務) |
| 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。 | 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務管理部</u> において処理する。 |

(新潟県交通安全対策会議条例の一部改正)

- 5 新潟県交通安全対策会議条例（昭和45年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (庶務) | (庶務) |
| 第5条 会議の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。 | 第5条 会議の庶務は、 <u>県民生活・環境部</u> において処理する。 |

(新潟県公害紛争処理条例の一部改正)

- 6 新潟県公害紛争処理条例（昭和45年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (審査会の庶務) | (審査会の庶務) |
| 第10条 審査会の庶務は、 <u>環境局</u> において処理する。 | 第10条 審査会の庶務は、 <u>県民生活・環境部</u> において処理する。 |

(新潟県文化財保護条例の一部改正)

7 新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(指定)</p> <p>第5条 知事は、県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを新潟県指定有形文化財(以下「<u>県指定有形文化財</u>」という。)に指定することができる。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。</p> <p>3 <u>知事</u>は、第1項の規定による指定をしようとするときは、新潟県文化財保護審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>知事</u>は、第1項の規定により指定したときは、当該県指定有形文化財の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第6条 <u>知事</u>は、県指定有形文化財がその価値を失った場合その他特別の事由がある場合は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合には、<u>知事</u>は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>5 県指定有形文化財の所有者は、県指定有形文化財の指定が解除されたときは、30日以内にその指定書を<u>知事</u>に返付しなければならない。</p> <p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第7条 県指定有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく規則並びに<u>知事</u>の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、30日以内にその旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者及び所在の変更等)</p> | <p>(指定)</p> <p>第5条 <u>新潟県教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)は、県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを新潟県指定有形文化財(以下「<u>県指定有形文化財</u>」という。)に指定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をしようとするときは、新潟県文化財保護審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定により指定したときは、当該県指定有形文化財の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、県指定有形文化財がその価値を失った場合その他特別の事由がある場合は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>5 県指定有形文化財の所有者は、県指定有形文化財の指定が解除されたときは、30日以内にその指定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> <p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第7条 県指定有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく<u>新潟県教育委員会規則</u>(以下「<u>教育委員会規則</u>」という。)並びに<u>教育委員会</u>の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、30日以内にその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者及び所在の変更等)</p> |

第8条 県指定有形文化財の所有者は、県指定有形文化財を譲渡しようとするとき又は所在の場所を変更しようとするときは、次に掲げるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則に特別の定めがあるときはこの限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項第1号又は第2号の規定による場合を除き、県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

5 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(滅失、毀損等)

第9条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは所有者等は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、管理又は修理について必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、知事は、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 (略)

(譲渡の場合の納付金)

第12条 (略)

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき知事が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年

第8条 県指定有形文化財の所有者は、県指定有形文化財を譲渡しようとするとき又は所在の場所を変更しようとするときは、次に掲げるところにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則に特別の定めがあるときはこの限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項第1号又は第2号の規定による場合を除き、県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3・4 (略)

5 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第9条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは所有者等は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、管理又は修理について必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 (略)

(譲渡の場合の納付金)

第12条 (略)

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余

数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 （略）

（現状変更等の制限）

第13条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 第1項の許可の申請があつたときは、知事は、申請書を受理した日から30日以内に許可又は不許可の通知を発しなければならない。

4 知事は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

5 第1項の許可を受けたものが前項の許可の条件に従わなかつたときは、知事は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

6 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が第1項の規定による行為をしようとするときは、同項の規定による許可を要しない。この場合において当該国等はあらかじめ知事と協議するものとする。

7 （略）

（修理の届出等）

第14条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等は、修理に着手しようとする日の30日前までにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による管理又は修理、第11条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（文化財保存地区）

第15条 知事は、県指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは文化財保存地区を定めることができる。

2 知事は、文化財保存地区において県指定有形文化財を滅失し、毀損するおそれのある行為若しく

余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 （略）

（現状変更等の制限）

第13条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可の申請があつたときは、教育委員会は、申請書を受理した日から30日以内に許可又は不許可の通知を発しなければならない。

4 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

5 第1項の許可を受けたものが前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

6 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が第1項の規定による行為をしようとするときは、同項の規定による許可を要しない。この場合において当該国等はあらかじめ教育委員会と協議するものとする。

7 （略）

（修理の届出等）

第14条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等は、修理に着手しようとする日の30日前までにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による管理又は修理、第11条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（文化財保存地区）

第15条 教育委員会は、県指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは文化財保存地区を定めることができる。

2 教育委員会は、文化財保存地区において県指定有形文化財を滅失し、き損するおそれのある行為

は保存する上で著しく影響のある行為を制限し、又は禁止することができる。

3 (略)

4 知事は、県指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは所有者等に対し文化財保存地区において保存施設を設置することを勧告することができる。

5 (略)

(公開)

第16条 知事は、県指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、知事の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 知事は、県指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間に限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3・4 (略)

5 知事は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 知事は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項若しくは第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、県は、所有者等に対し、その損失の全部又は一部を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又は毀損した場合はこの限りでない。

(報告)

第18条 知事は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者等に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基づいてなされた知事の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定)

第20条 知事は、県の区域内に存する無形文化財のうち県にとって重要なものを新潟県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

若しくは保存するうえで著しく影響のある行為を制限し、又は禁止することができる。

3 (略)

4 教育委員会は、県指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは所有者等に対し文化財保存地区において保存施設を設置することを勧告することができる。

5 (略)

(公開)

第16条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間に限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3・4 (略)

5 教育委員会は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項若しくは第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者等に対し、その損失の全部又は一部を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合はこの限りでない。

(報告)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者等に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基づいてなされた教育委員会の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定)

第20条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財のうち県にとって重要なものを新潟県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 (略)

5 知事は、第1項の規定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 (略)

(解除)

第21条 知事は、県指定無形文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 前項の場合には、知事はその旨を県報で告示するとともに、県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

(保存)

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 (略)

5 教育委員会は、第1項の規定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 (略)

(解除)

第21条 教育委員会は、県指定無形文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 前項の場合には、教育委員会はその旨を県報で告示するとともに、県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

(保存)

第23条 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により、補助金を交付する場合には、知事は、保存について必要な事項を指示することができる。

(公開)

第24条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 (略)

3 前項の規定により費用を負担する場合には、知事は、公開について必要な事項を指示することができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 知事は、県の区域に存する有形の民俗文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2・3 (略)

(解除)

第27条 知事は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2～6 (略)

(保護)

第28条 県指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、その現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の20日前までにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、現状の変更につ

第23条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により、補助金を交付する場合には、教育委員会は、保存について必要な事項を指示することができる。

(公開)

第24条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 (略)

3 前項の規定により費用を負担する場合には、教育委員会は、公開について必要な事項を指示することができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 教育委員会は、県の区域に存する有形の民俗文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち県にとつて重要なものを新潟県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2・3 (略)

(解除)

第27条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2～6 (略)

(保護)

第28条 県指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、その現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の20日前までにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状の変

いては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 知事は、県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、第1項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(保存)

第30条 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 (略)

(公開)

第30条の2 知事は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 (略)

(保存に関する助言又は勧告)

第30条の3 知事は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第30条の4 知事は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条で準用する法第77条の規定により文化庁が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 知事は、前項の規定による選択をするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- 3 (略)

(指定)

第31条 知事は、県の区域内に存する記念物のうち

更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(保存)

第30条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 (略)

(公開)

第30条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 (略)

(保存に関する助言又は勧告)

第30条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第30条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条で準用する法第77条の規定により文化庁が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選択をするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- 3 (略)

(指定)

第31条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物

県にとって重要なものを新潟県指定史跡、新潟県指定名勝又は新潟県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定したときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、所有者に代えて管理責任者に指定書を交付することができる。

3 (略)

(解除)

第32条 知事は、県指定史跡名勝天然記念物がある場合その価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 (略)

(標識等の設置)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第37条で準用する第7条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、異動のあつたのち60日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 (略)

- 4 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第13条第4項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、知事は、原状回復を命ずることができる。この場合において知事は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

のうち県にとって重要なものを新潟県指定史跡、新潟県指定名勝又は新潟県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、第1項の規定により指定したときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、所有者に代えて管理責任者に指定書を交付することができる。

3 (略)

(解除)

第32条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物がある場合その価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 (略)

(標識等の設置)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第37条で準用する第7条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、異動のあつたのち60日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 (略)

- 4 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第13条第4項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、原状回復を命ずることができる。この場合において教育委員会は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

5・6 (略)

(選定等)

第37条の2 知事は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを新潟県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 知事は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 (略)

(解除)

第37条の3 知事は、県選定保存技術がその保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはその全てが解散したとき（消滅したときも含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者の全てが死亡し、かつ保存団体の全てが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保存)

第37条の5 知事は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(保存に関する指導又は助言)

5・6 (略)

(選定等)

第37条の2 教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを新潟県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 (略)

(解除)

第37条の3 教育委員会は、県選定保存技術がその保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときも含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保存)

第37条の5 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第37条の6 知事は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(聴聞の特例)

第38条 知事は、第35条第4項の規定による原状回復の命令をしようとするときは、新潟県行政手続条例(平成7年新潟県条例第59号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 **知事**は、前項の聴聞又は第13条第5項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、新潟県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をしなければならない。

3 (略)

(審査請求の手続における意見の聴取)

第39条 第13条第1項又は第35条第1項の規定による処分についての審査請求があつたときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、**知事**は、当該審査請求がされた日(同法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から30日以内に、審査請求人及び参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 **知事**は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに審査請求人及び参加人に通告しなければならない。

3 (略)

(事務処理の特例)

第39条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第10項の規定によりみなして適用する同条第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(第1号及び第2号に掲げる事務にあつては上越市、第3号に掲げる事務にあつては十日町市及び上越市、第4号に掲げる事務にあつては柏崎市、十日町市、上越市及び湯沢町に限る。)が処理することとする。

(1)～(4) (略)

(5) 法及び法の施行のための規則並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務

第37条の6 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(聴聞の特例)

第38条 教育委員会は、第35条第4項の規定による原状回復の命令をしようとするときは、新潟県行政手続条例(平成7年新潟県条例第59号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 **教育委員会**は、前項の聴聞又は第13条第5項(第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、新潟県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をしなければならない。

3 (略)

(審査請求の手続における意見の聴取)

第39条 第13条第1項又は第35条第1項の規定による処分についての審査請求があつたときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、**教育委員会**は、当該審査請求がされた日(同法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から30日以内に、審査請求人及び参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 **教育委員会**は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに審査請求人及び参加人に通告しなければならない。

3 (略)

(事務処理の特例)

第39条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための**教育委員会規則**並びにこの条例及びこの条例の施行のための**教育委員会規則**に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(第1号及び第2号に掲げる事務にあつては上越市、第3号に掲げる事務にあつては十日町市及び上越市、第4号に掲げる事務にあつては柏崎市、十日町市、上越市及び湯沢町に限る。)が処理することとする。

(1)～(4) (略)

(5) 法及び法の施行のための**教育委員会規則**並びにこの条例及びこの条例の施行のための**教育委**

| | |
|--|---|
| <p>に係る書類であつて<u>知事</u>に提出するものの受理及び県への送付</p> <p>(実施規定)</p> <p>第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第42条の2 第13条又は第35条の規定に違反して、<u>知事</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は<u>知事</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p> | <p><u>員会規則</u>に基づく事務に係る書類であつて<u>教育委員会</u>に提出するものの受理及び県への送付</p> <p>(実施規定)</p> <p>第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>第42条の2 第13条又は第35条の規定に違反して、<u>教育委員会</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は<u>教育委員会</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p> |
|--|---|

(新潟県政記念館条例の一部改正)

8 新潟県政記念館条例(昭和50年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(開館時間又は休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>知事</u>は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 記念館の管理は、法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第5条の規定の適用については、同条中「<u>知事</u>」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て」とする。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第9条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>知事</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な記念館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者の告示)</p> <p>第10条 <u>知事</u>は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するも</p> | <p>(開館時間又は休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 記念館の管理は、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第5条の規定の適用については、同条中「<u>教員委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て」とする。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第9条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な記念館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者の告示)</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示</p> |

| | |
|--|---|
| のとする。 (委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。 | するものとする。 (教育委員会への委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。 |
|--|---|

(新潟県文化財保護審議会条例の一部改正)

- 9 新潟県文化財保護審議会条例（昭和51年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (趣旨) 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、新潟県文化財保護審議会（以下「 <u>審議会</u> 」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (任務) 第2条 審議会は、 <u>知事</u> の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して <u>知事</u> に建議する。 (委嘱) 第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから <u>知事</u> が委嘱する。 | (趣旨) 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、 <u>新潟県教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）に、新潟県文化財保護審議会（以下「 <u>審議会</u> 」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (任務) 第2条 審議会は、 <u>教育委員会</u> の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して <u>教育委員会</u> に建議する。 (委嘱) 第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから <u>教育委員会</u> が委嘱する。 |

(新潟県文化財保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に新潟県文化財保護審議会の委員又は臨時委員に委嘱されている者は、その際前項の規定による改正後の新潟県文化財保護審議会条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第4条の規定により新潟県文化財保護審議会の委員又は臨時委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における前項の規定による改正前の新潟県文化財保護審議会条例第5条第1項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。
- 11 この条例の施行の際現に新潟県文化財保護審議会の会長に定められている者は、その際新条例第6条第2項の規定により新潟県文化財保護審議会の会長に定められたものとみなす。

(新潟県立近代美術館協議会条例の一部改正)

- 12 新潟県立近代美術館協議会条例（平成5年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、 <u>知事</u> が定める。 | (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。 |

(新潟県立近代美術館協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この条例の施行の際現に新潟県立近代美術館協議会の委員に任命されている者は、その際前項の規定による改正後の新潟県立近代美術館協議会条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第2条の規定により新潟県立近代美術館協議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の際における前項の規定による改正前の新潟県立近代美術館協議会条例第4条の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

14 この条例の施行の際現に新潟県立近代美術館協議会の会長又は副会長に定められている者は、その際新条例第5条第2項の規定により新潟県立近代美術館協議会の会長又は副会長に定められたものとみなす。

(新潟県立近代美術館条例の一部改正)

15 新潟県立近代美術館条例(平成5年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項に規定する美術館には、<u>知事</u>の定めるところにより、分館として新潟県立万代島美術館(以下「万代島美術館」という。)を設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 講堂、ギャラリー又は講座室を使用しようとする者は、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>知事</u>は、講堂、ギャラリー又は講座室の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 <u>知事</u>は、前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この条例の規定に違反し、又は<u>規則</u>で定める使用者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、<u>知事</u>が定める。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項に規定する美術館には、<u>教育委員会</u>の定めるところにより、分館として新潟県立万代島美術館(以下「万代島美術館」という。)を設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 講堂、ギャラリー又は講座室を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、講堂、ギャラリー又は講座室の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の<u>一に</u>該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この条例の規定に違反し、又は<u>教育委員会規則</u>で定める使用者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p> |

(新潟県環境審議会条例の一部改正)

16 新潟県環境審議会条例(平成6年新潟県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、<u>環境局</u>において行う。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、<u>県民生活・環境部</u>において行う。</p> |

(新潟県埋蔵文化財センター条例の一部改正)

17 新潟県埋蔵文化財センター条例(平成8年新潟県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(開館時間又は休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>知事</u>は、必要</p> | <p>(開館時間又は休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、</p> |

があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第5条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。

(指定管理者の指定)

第9条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切なセンターの管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定管理者の告示)

第10条 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 センターの管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第5条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」とする。

(指定管理者の指定)

第9条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切なセンターの管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定管理者の告示)

第10条 教育委員会は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

18 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年新潟県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-----------|-----|---|-------------------------------|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 事 | 市町村 | 事 | 市町村 |
| (略) | | (略) | |
| | | 4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 三 条 市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南 |
| | | (1) 法第18条の2第1項の規定による刀剣類の製作の承認 | |
| | | (2) 法第18条の2第3項の規定による通知 | |

| | |
|--|------------------|
| | 魚沼市 及び湯 沢町 |
|--|------------------|

(新潟県手数料条例の一部改正)

19 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------|-----|-----------------|-----|--|-----|--|--|--|---|--|--------------|--|-----------------|---|----------------------------------|----------------|--|-----------------|----|---|----------------|--|---------------|--|---------|----|-----|-----|--|-----|--|--|--|---|--|---------|----|-----|-----|--|-----|--|--|--|--|---------|----|-----|-----|--|-----|--|--|--|
| <p>別表（第3条関係） (1) (略) (2) <u>環境局関係</u> (略) (2)の2～(4) (略) (4)の2 <u>観光文化スポーツ部関係</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">対象となる事務</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="border: 2px solid black;">銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査</td> <td style="border: 2px solid black;">銃砲刀剣類登録申請手数料</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;">1件につき 6,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付</td> <td>銃砲刀剣類登録証再交付手数料</td> <td></td> <td>1件につき 3,500円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="border: 2px solid black;">銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査</td> <td style="border: 2px solid black;">美術刀剣類製作承認申請手数料</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;">1件につき 800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(6)の2 (略) (7) 教育委員会関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">対象となる事務</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | | 対象となる事務 | 名称 | 区 分 | 金 額 | | (略) | | | | 8 | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査 | 銃砲刀剣類登録申請手数料 | | 1件につき 6,300円 | 9 | 銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付 | 銃砲刀剣類登録証再交付手数料 | | 1件につき 3,500円 | 10 | 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査 | 美術刀剣類製作承認申請手数料 | | 1件につき 800円 | | 対象となる事務 | 名称 | 区 分 | 金 額 | | (略) | | | | <p>別表（第3条関係） (1) (略) (2) <u>県民生活・環境部関係</u> (略) (2)の2～(4) (略) (4)の2 <u>観光局関係</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">対象となる事務</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(6)の2 (略) (7) 教育委員会関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">対象となる事務</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | | 対象となる事務 | 名称 | 区 分 | 金 額 | | (略) | | | | | 対象となる事務 | 名称 | 区 分 | 金 額 | | (略) | | | |
| | 対象となる事務 | 名称 | 区 分 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査 | 銃砲刀剣類登録申請手数料 | | 1件につき 6,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付 | 銃砲刀剣類登録証再交付手数料 | | 1件につき 3,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査 | 美術刀剣類製作承認申請手数料 | | 1件につき 800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対象となる事務 | 名称 | 区 分 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対象となる事務 | 名称 | 区 分 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対象となる事務 | 名称 | 区 分 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|----------------|--|--------------|-----------------|---|----------------------------------|----------------|-----------------|----|---|----------------|---------------|
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td style="width: 5%;">8</td> <td style="width: 60%;">銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査</td> <td style="width: 15%;">銃砲刀剣類登録申請手数料</td> <td style="width: 20%;">1件につき 6,300円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付</td> <td>銃砲刀剣類登録証再交付手数料</td> <td>1件につき 3,500円</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査</td> <td>美術刀剣類製作承認申請手数料</td> <td>1件につき 800円</td> </tr> </table> | 8 | 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査 | 銃砲刀剣類登録申請手数料 | 1件につき 6,300円 | 9 | 銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付 | 銃砲刀剣類登録証再交付手数料 | 1件につき 3,500円 | 10 | 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査 | 美術刀剣類製作承認申請手数料 | 1件につき 800円 |
| 8 | 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査 | 銃砲刀剣類登録申請手数料 | 1件につき 6,300円 | | | | | | | | | | |
| 9 | 銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付 | 銃砲刀剣類登録証再交付手数料 | 1件につき 3,500円 | | | | | | | | | | |
| 10 | 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査 | 美術刀剣類製作承認申請手数料 | 1件につき 800円 | | | | | | | | | | |
| (8)・(9) (略) | (8)・(9) (略) | | | | | | | | | | | | |

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

20 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項(以下この項において「移動別表細目項」という。)を当該移動別表細目項に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項の表示を除く。以下この項において「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この項において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この項において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第10項の規定によりみなして適用する同条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> |

定めるものとする。

別表（第2条関係）

- (1) (略)
- (2) 総務部関係

| 事 務 | 市町村 |
|--|--------------|
| (略) | |
| 3 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第45条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第46条第1項の規定による立入検査 (3) 法第46条の2第1項の規定による命令 (4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償 | 聖籠町 及び湯沢町 |
| 4 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による指示 (2) 法第4条第3項の規定による公表 (3) 法第10条第1項の規定による申出の受理 (4) 法第10条第2項の規定による調査 (5) 法第19条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査 | 聖籠町 及び湯沢町 |
| 5 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条第1項の規定による命令 (2) 法第7条第2項の規定による資料の徴収 (3) 法第29条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (4) 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第23条第2項の規定による報告 | 新潟市 |
| 6 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 聖籠町 及び湯沢町 |

別表（第2条関係）

- (1) (略)
- (2) 総務管理部関係

| 事 務 | 市町村 |
|-----|-----|
| (略) | |

| | |
|---|-----|
| <p>(1) 法第40条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第41条第1項の規定による立入検査</p> <p>(3) 法第42条第1項の規定による命令</p> | |
| <p>7 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者（小売業を行う者を除く。）で、その事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の市町村の区域内のみに設置されているもの並びに特定物資の小売業を行う者に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第3条の規定による調査</p> <p>(2) 法第4条第1項の規定による指示</p> <p>(3) 法第4条第2項の規定による命令</p> <p>(4) 法第4条第4項の規定による裁定</p> <p>(5) 法第4条第5項の規定による通知</p> <p>(6) 法第5条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(7) 法第5条第2項の規定による立入検査</p> | 見附市 |
| <p>8 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（指定物資を販売する者（小売業を行う者を除く。）で、その事業場が一の市町村の区域内のみに設置されているもの及び指定物資の小売業を行う者に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第6条第2項の規定による指示</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定による公表</p> <p>(3) 法第7条第1項の規定による指示</p> <p>(4) 法第7条第2項の規定による公表</p> <p>(5) 法第30条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> | 見附市 |

| | |
|--|---|
| <p>9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による設立の認証</p> <p>(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧</p> <p>(3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>(4) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登記の届出の受理</p> <p>(5) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し</p> <p>(6) 法第17条の3の規定による仮理事の選任</p> <p>(7) 法第17条の4の規定による特別代理人の選任</p> <p>(8) 法第18条第3号の規定による報告の受理</p> <p>(9) 法第23条第1項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(10) 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証</p> <p>(11) 法第25条第6項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(12) 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の受理</p> <p>(13) 法第29条の規定による事業報告書等の受理</p> <p>(14) 法第30条の規定による事業報告書等の公開</p> <p>(15) 法第31条第2項の規定による解散の認定</p> <p>(16) 法第31条第4項の規定による解散の届出の受理</p> <p>(17) 法第31条の8の規定による清算人の届出の受理</p> <p>(18) 法第32条第2項の規定による譲渡の認証</p> <p>(19) 法第32条の2第3項の規定に</p> | <p>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市及び胎内市</p> |
|--|---|

- よる意見の陳述及び調査
- (20) 法第32条の2第4項の規定による意見の陳述
- (21) 法第32条の3の規定による清算終了の届出の受理
- (22) 法第34条第3項の規定による合併の認証
- (23) 法第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (24) 法第42条の規定による命令
- (25) 法第43条第1項又は第2項の規定による認証の取消し
- (26) 法第43条の2(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取
- (27) 法第43条の3(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

(3) 環境局関係

| 事 務 | 市町村 |
|-----|-----|
| | |

(3) 県民生活・環境部関係

| 事 務 | 市町村 |
|---|----------|
| 1 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第45条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第46条第1項の規定による立入検査 (3) 法第46条の2第1項の規定による命令 (4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償 | 聖籠町及び湯沢町 |
| 2 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による指示 (2) 法第4条第3項の規定による公表 (3) 法第10条第1項の規定による申出の受理 (4) 法第10条第2項の規定による調査 (5) 法第19条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査 | 聖籠町及び湯沢町 |
| 3 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 新潟市 |

| | | | | |
|--|--|---|--|----------|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第7条第1項の規定による命令 (2) 法第7条第2項の規定による資料の徴収 (3) 法第29条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (4) 不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第23条第2項の規定による報告 | |
| | | 4 | <p>消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第40条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第41条第1項の規定による立入検査 (3) 法第42条第1項の規定による命令 | 聖籠町及び湯沢町 |
| | | 5 | <p>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者(小売業を行う者を除く。)で、その事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の市町村の区域内のみに設置されているもの並びに特定物資の小売業を行う者に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第3条の規定による調査 (2) 法第4条第1項の規定による指示 (3) 法第4条第2項の規定による命令 (4) 法第4条第4項の規定による裁定 (5) 法第4条第5項の規定による通知 (6) 法第5条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (7) 法第5条第2項の規定による立入検査 | 見附市 |
| | | 6 | <p>国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(指定物資を販売する者(小売業を行う者を除く。)で、その事業場が一の市町村の区域内の</p> | 見附市 |

| | | | |
|--|--|----------|--|
| | | | <p>みに設置されているもの及び指定物資の小売業を行う者に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第6条第2項の規定による指示</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定による公表</p> <p>(3) 法第7条第1項の規定による指示</p> <p>(4) 法第7条第2項の規定による公表</p> <p>(5) 法第30条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> |
| | | <p>7</p> | <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による設立の認証</p> <p>(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧</p> <p>(3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>(4) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登記の届出の受理</p> <p>(4)の2 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し</p> <p>(5) 法第17条の3の規定による仮理事の選任</p> <p>(6) 法第17条の4の規定による特別代理人の選任</p> <p>(7) 法第18条第3号の規定による報告の受理</p> <p>(8) 法第23条第1項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(9) 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証</p> <p>(10) 法第25条第6項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(10)の2 法第25条第7項の規定に</p> |

| | | | | | |
|-----------|-----|---|-----------|-----|-----|
| | | による登記事項証明書の受理 (11) 法第29条の規定による事業報告書等の受理 (12) 法第30条の規定による事業報告書等の公開 (13) 法第31条第2項の規定による解散の認定 (14) 法第31条第4項の規定による解散の届出の受理 (15) 法第31条の8の規定による清算人の届出の受理 (16) 法第32条第2項の規定による譲渡の認証 (17) 法第32条の2第3項の規定による意見の陳述及び調査 (18) 法第32条の2第4項の規定による意見の陳述 (19) 法第32条の3の規定による清算結了の届出の受理 (20) 法第34条第3項の規定による合併の認証 (21) 法第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (22) 法第42条の規定による命令 (23) 法第43条第1項又は第2項の規定による認証の取消し (24) 法第43条の2(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取 (25) 法第43条の3(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取 | | | |
| <u>1</u> | (略) | (略) | <u>8</u> | (略) | (略) |
| <u>2</u> | (略) | (略) | <u>9</u> | (略) | (略) |
| <u>3</u> | (略) | (略) | <u>10</u> | (略) | (略) |
| <u>4</u> | (略) | (略) | <u>11</u> | (略) | (略) |
| <u>5</u> | (略) | (略) | <u>12</u> | (略) | (略) |
| <u>6</u> | (略) | (略) | <u>13</u> | (略) | (略) |
| <u>7</u> | (略) | (略) | <u>14</u> | (略) | (略) |
| <u>8</u> | (略) | (略) | <u>15</u> | (略) | (略) |
| <u>9</u> | (略) | (略) | <u>16</u> | (略) | (略) |
| <u>10</u> | (略) | (略) | <u>17</u> | (略) | (略) |
| <u>11</u> | (略) | (略) | <u>18</u> | (略) | (略) |
| <u>12</u> | (略) | (略) | <u>19</u> | (略) | (略) |
| <u>13</u> | (略) | (略) | <u>20</u> | (略) | (略) |
| <u>14</u> | (略) | (略) | <u>21</u> | (略) | (略) |
| <u>15</u> | (略) | (略) | <u>22</u> | (略) | (略) |
| <u>16</u> | (略) | (略) | <u>23</u> | (略) | (略) |
| <u>17</u> | (略) | (略) | <u>24</u> | (略) | (略) |
| <u>18</u> | (略) | (略) | <u>25</u> | (略) | (略) |

| <p>19 (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(6)の2 観光文化スポーツ部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事 務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第44条第3項の規定による立入検査</p> </td> <td> <p>三 条市、柏崎市、新発田市及び上越市</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条の2第1項の規定による刀剣類の製作の承認</p> <p>(2) 法第18条の2第3項の規定による通知</p> </td> <td> <p>三 条市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)～(9) (略)</p> | 事 務 | 市町村 | <p>1 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第44条第3項の規定による立入検査</p> | <p>三 条市、柏崎市、新発田市及び上越市</p> | <p>2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条の2第1項の規定による刀剣類の製作の承認</p> <p>(2) 法第18条の2第3項の規定による通知</p> | <p>三 条市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町</p> | <p>26 (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(6)の2 観光局関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事 務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第44条第3項の規定による立入検査</p> </td> <td> <p>三 条市、柏崎市、新発田市及び上越市</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)～(9) (略)</p> | 事 務 | 市町村 | <p>国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第44条第3項の規定による立入検査</p> | <p>三 条市、柏崎市、新発田市及び上越市</p> |
|---|---|-----|--|---------------------------|---|---|--|-----|-----|--|---------------------------|
| 事 務 | 市町村 | | | | | | | | | | |
| <p>1 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第44条第3項の規定による立入検査</p> | <p>三 条市、柏崎市、新発田市及び上越市</p> | | | | | | | | | | |
| <p>2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条の2第1項の規定による刀剣類の製作の承認</p> <p>(2) 法第18条の2第3項の規定による通知</p> | <p>三 条市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町</p> | | | | | | | | | | |
| 事 務 | 市町村 | | | | | | | | | | |
| <p>国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第44条第3項の規定による立入検査</p> | <p>三 条市、柏崎市、新発田市及び上越市</p> | | | | | | | | | | |

(新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例の一部改正)

- 21 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(庶務)</p> <p>第31条 審議会の庶務は、<u>知事政策局</u>において行う。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第31条 審議会の庶務は、<u>県民生活・環境部</u>において行う。</p> |

(新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部改正)

- 22 新潟県公立大学法人評価委員会条例（平成20年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総務部</u>において行う。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総務管理部</u>において行う。</p> |

(新潟県いじめ等に関する調査委員会条例の一部改正)

- 23 新潟県いじめ等に関する調査委員会条例（平成26年新潟県条例第32号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(庶務)</p> <p>第11条 調査委員会の庶務は、<u>総務部</u>及び福祉保健部において行う。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第11条 調査委員会の庶務は、<u>総務管理部</u>及び福祉保健部において行う。</p> |

(新潟県行政不服審査法施行条例の一部改正)

- 24 新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第12条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> において行う。 | (庶務) 第12条 審査会の庶務は、 <u>総務管理部</u> において行う。 |

新潟県条例第42号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号(以下この条において「削除別表細目号」という。)を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号(以下この条において「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|---|--|--|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| (1)・(2) (略) | | (1)・(2) (略) | |
| (3) 県民生活・環境部関係 | | (3) 県民生活・環境部関係 | |
| 事 務 | 市町村 | 事 務 | 市町村 |
| (略) | | (略) | |
| 8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) | 各市町村(第23号の2の事務)であつては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、 <u>妙高市</u> 、上越市、胎内市及び粟島浦村に限る。) | 8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) | 各市町村(第23号の2の事務)であつては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、上越市、胎内市及び粟島浦村に限る。) |
| (1)~(31) (略) | | (1)~(31) (略) | |
| 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の | 新 潟 市、長 | 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の | 新 潟 市、長 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p>規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> | <p>岡市、三条市、柏崎市、<u>新発田市</u>、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、<u>妙高市</u>、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市及び粟島浦村</p> | <p>規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> | <p>岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市及び粟島浦村</p> |
| <p>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)</p> | <p>三条市、<u>加茂市</u>及び上越市</p> | <p>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)</p> | <p>三条市及び上越市</p> |
| <p>(略)</p> | | <p>(略)</p> | |
| <p>12 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（国定公園及び自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）<u>附則第2項</u>に規定する指定区域（以下この項において「指定区域」という。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第16条第2項の規定による公園事業の執行の協議に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第16条第3項の規定による公園事業の執行の認可に係る書類の受理及び県への送付 (3) 法第16条第4項において準用する法第10条第6項の規定による変更の協議又は認可に係る書類の受理及び県への送付</p> | <p>(略)</p> | <p>12 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（国定公園及び自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）<u>附則第3項</u>に規定する指定区域（以下この項において「指定区域」という。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第10条第2項の規定による公園事業の執行の協議に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可に係る書類の受理及び県への送付 (3) 法第10条第6項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による変更の協議又は認可に係る書類の受理及び県への送付</p> | <p>(略)</p> |

- (4) 法第16条第4項において準用する法第10条第9項の規定による軽微な変更の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (5) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による地位の承継の協議又は承認に係る書類の受理及び県への送付
- (6) 法第16条第4項において準用する法第12条第3項の規定による地位の承継の承認に係る書類の受理及び県への送付
- (7) 法第16条第4項において準用する法第13条の規定による公園事業の休止又は廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (8) 法第16条第4項において準用する法第14条第2項の規定による認可の失効の届出に係る書類の受理及び県への送付

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

- (4) 法第10条第9項 (法第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定による軽微な変更の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (5) 法第12条第1項 (法第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の協議又は承認に係る書類の受理及び県への送付
- (6) 法第12条第2項 (法第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の承認に係る書類の受理及び県への送付
- (7) 法第13条 (法第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公園事業の休止又は廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (8) 法第14条第2項 (法第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認可の失効の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (9) 法第16条第2項の規定による公園事業の執行の協議に係る書類の受理及び県への送付
- (10) 法第16条第3項の規定による公園事業の執行の認可に係る書類の受理及び県への送付

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

| | | | |
|---|------------|---|------------|
| <p>(32) (略)</p> <p>13 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）<u>附則第2項</u>に規定する指定区域に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1) (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(34) (略)</p> <p>13 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）<u>附則第3項</u>に規定する指定区域に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1) <u>法第10条第2項の規定による公園事業の執行の協議に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(2) <u>法第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(3) <u>法第10条第6項の規定による変更の協議又は認可に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(4) <u>法第10条第9項の規定による軽微な変更の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(5) <u>法第12条第1項の規定による地位の承継の協議又は承認に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(6) <u>法第12条第2項の規定による地位の承継の承認に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(7) <u>法第13条の規定による公園事業の休止又は廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(8) <u>法第14条第2項の規定による認可の失効の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(9) <u>法第17条第1項の規定による報告に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>法第20条第3項の規定による行為の許可（政令附則第3項第1号に規定するものを除く。）に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(12) <u>法第20条第6項の規定による行為に着手している旨の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(13) <u>法第20条第7項の規定による行為をした旨の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(14) <u>法第20条第8項の規定による木竹の植栽又は家畜の放牧の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(15) <u>法第21条第3項の規定による</u></p> | <p>(略)</p> |
|---|------------|---|------------|

| | | |
|---|------------|---|
| <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> | | <p>行為の許可に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(16) <u>法第21条第6項の規定による行為に着手している旨の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(17) <u>法第21条第7項の規定による行為をした旨の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) <u>法第22条第3項の規定による行為の許可(政令附則第3項第2号に規定するものを除く。)に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(20) <u>法第22条第6項の規定による行為に着手している旨の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(21) <u>法第22条第7項の規定による行為をした旨の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) <u>法第33条第1項の規定による行為をしようとする旨の届出(政令附則第3項第3号に規定するものを除く。)に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) <u>法第35条第1項の規定による報告(政令附則第3項第5号に規定するものを除く。)に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(30) (略)</p> |
| <p>14 自然公園法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(国定公園に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第16条第4項において準用する<u>法第12条第2項</u>の規定による地位の承継の協議又は承認</p> <p>(7) 法第16条第4項において準用する<u>法第12条第3項</u>の規定による地位の承継の承認</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 法第20条第3項の規定による行為(同条第5項に規定する環境</p> | <p>(略)</p> | <p>14 自然公園法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(国定公園に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第16条第4項において準用する<u>法第12条第1項</u>の規定による地位の承継の協議又は承認</p> <p>(7) 法第16条第4項において準用する<u>法第12条第2項</u>の規定による地位の承継の承認</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 法第20条第3項の規定による行為(同条第5項に規定する環境</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>大臣に協議しなければならない行為を除き、自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）<u>附則第2項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に限る。</u>）の許可 (15)～(21) (略) (22) 法第22条第3項の規定による行為（同条第5項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為を除き、<u>政令附則第2項第2号イ又はロに規定する行為に限る。</u>）の許可 (23)～(65) (略)</p> | | <p>大臣に協議しなければならない行為を除き、自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）<u>附則第3項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に限る。</u>）の許可 (15)～(21) (略) (22) 法第22条第3項の規定による行為（同条第5項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為を除き、<u>政令附則第3項第2号イ又はロに規定する行為に限る。</u>）の許可 (23)～(65) (略)</p> | |
| (略) | | (略) | |
| <p>25 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) (略)</p> | <p>各市町村（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、<u>燕市</u>、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町及び湯沢町を除く。）</p> | <p>25 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) (略)</p> | <p>各市町村（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町及び湯沢町を除く。）</p> |
| <p>26 浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(26) (略)</p> | <p>長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、<u>燕市</u>、五</p> | <p>26 浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(26) (略)</p> | <p>長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | 泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町及び湯沢町 | | 阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町及び湯沢町 |
| (4) 防災局関係 | | (4) 防災局関係 | |
| 事 務 | 市町村 | 事 務 | 市町村 |
| 1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略) | 長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、津南町及び粟島浦村 | 1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略) | 長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、 <u>村上市</u> 、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、津南町及び粟島浦村 |
| 2 火薬類取締法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61) (略) | 三条市、柏崎市、小千谷市、見附市、 <u>村上</u> 市、燕市、阿賀野市、胎内市及び弥彦村 | 2 火薬類取締法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61) (略) | 三条市、柏崎市、小千谷市、見附市、燕市、阿賀野市、胎内市及び弥彦村 |
| (略) | | (略) | |
| 6 武器等製造法(昭和28年法律第145 | 三 条 | 6 武器等製造法(昭和28年法律第145 | 三 条 |

| | |
|--|-------------------------|
| 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) (略) | 市、柏崎市、 <u>村上市</u> 及び胎内市 |
| (略) | |
| (5) 福祉保健部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |
| (略) | |
| 1の9 老人福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (4) <u>法第29条第4項の規定による通知</u> (5) <u>法第29条第5項の規定による通知の受理</u> (6) <u>法第29条第11項の規定による報告の受理</u> (7) <u>法第29条第12項の規定による公表</u> (8) <u>法第29条第13項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> (9) <u>法第29条第15項の規定による命令</u> (10) <u>法第29条第16項の規定による命令</u> (11) <u>法第29条第17項の規定による公示</u> (12) <u>法第29条第18項の規定による通知</u> (13) <u>法第29条第19項の規定による援助</u> | (略) |
| (略) | |
| (6)・(6)の2 (略) | |
| (7) 農林水産部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |
| (略) | |
| 8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) <u>法第69条第6項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> (6)～(19) (略) | (略) |
| (略) | |
| (8) 農地部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |

| | |
|--|------------|
| 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) (略) | 市、柏崎市及び胎内市 |
| (略) | |
| (5) 福祉保健部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |
| (略) | |
| 1の9 老人福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (4) <u>法第29条第9項の規定による報告の受理</u> (5) <u>法第29条第10項の規定による公表</u> (6) <u>法第29条第11項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> (7) <u>法第29条第13項の規定による命令</u> (8) <u>法第29条第14項の規定による命令</u> (9) <u>法第29条第15項の規定による公示</u> (10) <u>法第29条第16項の規定による通知</u> (11) <u>法第29条第17項の規定による援助</u> | (略) |
| (略) | |
| (6)・(6)の2 (略) | |
| (7) 農林水産部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |
| (略) | |
| 8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) <u>法第69条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> (6)～(19) (略) | (略) |
| (略) | |
| (8) 農地部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)</p> | <p>三 条 市、柏 崎 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、十 日 町 市、村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高 市、五 泉 市、上 越 市、阿 賀 野 市、佐 渡 市、魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内 市、聖 籠 町、弥 彦 村、阿 賀 町、出 雲 崎 町、湯 沢 町、津 南 町、刈 羽 村、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村</p> | <p>1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)</p> | <p>三 条 市、柏 崎 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、十 日 町 市、村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高 市、五 泉 市、上 越 市、阿 賀 野 市、佐 渡 市、魚 沼 市、胎 内 市、聖 籠 町、弥 彦 村、阿 賀 町、出 雲 崎 町、湯 沢 町、津 南 町、刈 羽 村、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村</p> |
| <p>(略)</p> | | <p>(略)</p> | |
| <p>3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)</p> | <p>三 条 市、村 上 市、燕 市、阿 賀 野 市、胎 内 市、聖 籠 町、湯 沢 町、</p> | <p>3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)</p> | <p>三 条 市、燕 市、阿 賀 野 市、胎 内 市、聖 籠 町、湯 沢 町、</p> |

| | |
|-------------------------|----------------------|
| | |
| 沢町、津南町、関川村及び粟島浦村 (略) | 津南町、関川村及び粟島浦村 (略) |
| (9) (略) | (9) (略) |

(新潟県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第2条 新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|-----|-----|--|--|--------------------------|-----|--|---|-----|-----|-----|--|--|----------------------|-----|--|
| <p>(事務処理の特例)</p> <p>第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)</td> <td style="text-align: center;">加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市及び五泉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事 務 | 市町村 | (略) | | 2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略) | 加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市及び五泉市 | (略) | | <p>(事務処理の特例)</p> <p>第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)</td> <td style="text-align: center;">十日町市、見附市、村上市、燕市及び五泉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事 務 | 市町村 | (略) | | 2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略) | 十日町市、見附市、村上市、燕市及び五泉市 | (略) | |
| 事 務 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略) | 加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市及び五泉市 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 務 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略) | 十日町市、見附市、村上市、燕市及び五泉市 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第5号の表及び別表第7号の表の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、武器等製造法（昭和28年法律第145号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

新潟県条例第43号

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例（平成13年新潟県条例第96号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|------------------|-----|-------|--------|------------------|-----|-------|--------|
| 別表第4（第9条、第16条関係） | | | | 別表第4（第9条、第16条関係） | | | |
| 区 分 | 単 位 | 手 数 | 料 | 区 分 | 単 位 | 手 数 | 料 |
| 文書 | (略) | 普通のもの | 2,200円 | 文書 | (略) | 普通のもの | 1,650円 |
| | | 複雑なもの | 4,400円 | | | 複雑なもの | 3,850円 |
| | | 特殊なもの | 7,700円 | | | 特殊なもの | 5,500円 |
| 備考（略） | | | | 備考（略） | | | |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第44号

新潟県防災基本条例

本県は、広い県土と長大な河川や海岸線を有し、広大な沖積平野、丘陵状の中山間地域や県境を区切る急峻な山岳地帯、日本海に浮かぶ佐渡島や粟島など変化に富んだ地形と、冬の雪のもたらす水の恵みにより、有史以前から人々の豊かな暮らしが育まれてきた。しかし、それらの複雑な地形を形作った多くの活断層や火山の活動と脆弱な地質、繰り返される河川の氾濫、豪雪等により、しばしば大規模な洪水、地震、地滑り、雪崩等による災害が発生し、人々を苦しめてもきた。私たちの先人が、自然と向き合い、英知を結集し、力を合わせ治山治水等を粘り強く進めた結果、災害発生頻度は減ったものの、依然として潜在的に災害発生の危険性が高い地域で暮らしていることを私たちは忘れてはならない。

近年、気候変動により激甚な気象災害が各地で頻発し、従来の経験に基づく想定や整備済みの防災施設の能力を超える事態の発生が懸念されている。また、都市化が進み災害リスクが高い地域への人口集積が進む一方、人口減少や高齢化等による地域防災の担い手不足等、地域の防災力の総合的な低下が進み、災害に対して地域全体の脆弱性が高まってきていると考えられる。

このような状況下で、現在及び将来にわたって県民の命と暮らしを守るためには、過去の災害から得られた教訓を防災に生かし、次代の県民に確実に伝承する必要がある。そして、県民一人一人が改めて災害を自身の問題として捉え、自助の重要性を深く認識して行動に移すとともに、地域住民等による互助、特定非営利活動法人等の介在による広域的な共助、行政による公助について、それぞれの主体がその役割を認識し、連携して防災の取組を進め、地域の総合的な防災力の向上を図ることが重要である。私たちは、いつの時代にあっても、老若男女とも、官民公私の立場にかかわらず、災害に無関心であってはならず、また、災害で困窮する隣人に無関心であってはならない。

ここに私たちは、防災に関する基本理念を広く共有し、あらゆる主体の力を集めて県民の命と暮らしを守り、被災しても災害を乗り越え、誰もが安心して暮らせる豊かな新潟県づくりを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、現在及び将来の世代の県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、事業者及び自主防災組織等の役割を明らかにすることにより、多様な主体が連携して防災に関する対策（以下「防災対策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- (3) 自助 県民が、自らの生命及び身体の安全を確保することをいう。
- (4) 互助 地域住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。
- (5) 共助 ボランティア又は特定非営利活動法人その他の事業者が、その居住し、又は所在する地域の範囲を越えて被災者等の支援を行うことをいう。
- (6) 公助 行政機関が被災者等の支援を行うことをいう。
- (7) 防災関係機関 法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。
- (8) 自主防災組織等 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。
- (9) 防災力 個人における総合的な防災の能力又は団体若しくは地域における総合的な防災の体制及びその能

力をいう。

(基本理念)

第3条 防災は、事前の対策により、災害による被害の最小化及び被災地域の速やかな復興を図ることを基本とし、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

- (1) 人命の保護を最も優先すること。
- (2) 男女共同参画の視点を反映すること。
- (3) 基本的人権を尊重するとともに、要配慮者（法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）の置かれている状況及び被災者等の性別、年齢その他の事情に十分に配慮すること。
- (4) 自助、互助、共助及び公助を担う多様な主体が相互に連携し、及び協働しつつ、持てる力を最大限に発揮すること。
- (5) ボランティア、支援団体等による被災地域外からの支援を積極的に活用すること。
- (6) 全ての被災者の生活再建を図ること。
- (7) 県民が、防災に関して生涯にわたって学び、自らがとるべき行動に習熟し、次代の県民にその知識と経験を伝承する機会を確保すること。
- (8) 複合災害（一の地域において複数の種類の災害が同時又は連続して発生することをいう。）又は積雪、感染症のまん延その他の厳しい環境における災害の発生を常に想定すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念のっとり、自らの防災力を高めるため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 居住する地域における災害発生の危険性及び避難の指示その他の災害に関する情報に基づきとるべき行動をあらかじめ把握するなど、災害に関する知識を習得すること。
- (2) 災害の種類ごとに、想定される事態の推移に応じて災害時にとるべき行動に習熟し、避難の際に必要な物資を備蓄するなど、平時から災害に備えること。
- (3) 現に発生し、又は発生するおそれがある災害に対し、自ら情報収集しつつ、危険を回避し、安全を確保するための行動をとるなど、災害に適切に対応すること。
- (4) 災害からの地域社会の再生に係る取組に協力すること。

2 県、市町村、防災関係機関、事業者、自主防災組織等その他の防災に関する関係者は、相互に連携して、前項に規定する取組を促進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念のっとり、自らの社会的役割に鑑み、事業を継続する体制の整備その他の防災対策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第7条 自主防災組織等は、基本理念のっとり、地域の安全を確保するため、防災対策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第8条 市町村は、基本理念のっとり、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、県、国、防災関係機関、住民、事業者、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災対策を推進するものとする。

(県及び市町村の応援)

第9条 県及び市町村（災害が発生した市町村（以下この条において「被災市町村」という。）を除く。）は、災害が発生したときは、一体となって被災市町村の応援を行うものとする。

2 県及び市町村は、前項の応援が円滑に実施されるよう、平時から応援及びその受入れに必要な体制の整備に努めるものとする。

3 被災市町村は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、直ちに県及び他の市町村に応援を要求するものとする。

（防災に関する行動指針）

第10条 知事は、県民、事業者及び自主防災組織等の防災に関する意識の高揚及び自発的な防災対策の取組の促進を図るため、防災に関する行動指針を作成するものとする。

2 知事は、毎年1回、前項の防災に関する行動指針に係る取組の状況を新潟県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

（教訓の発信）

第11条 県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他の関係者（次項において「県等」という。）は、過去の災害から得られた教訓を次代の県民に伝承するとともに、県外に広く発信し、県内及び県外の防災力の充実強化に資するよう努めるものとする。

2 県等は、県外で災害が発生した場合には、過去の災害から得られた教訓を生かし、被災地域を支援するとともに、支援活動を通じて自らの防災力の充実強化を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第45号

新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 目次 第1章（略） 第2章 健全育成に関する施策（第8条— <u>第13条の2</u> ） 第3章・第4章（略） 第5章 雑則（第32条— <u>第37条</u> ） 附則 （用語の定義） 第14条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳に達するまでの者をいう。 (2)～(7)（略） | 目次 第1章（略） 第2章 健全育成に関する施策（第8条— <u>第13条</u> ） 第3章・第4章（略） 第5章 雑則（第32条— <u>第36条</u> ） 附則 （用語の定義） 第14条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳に達するまでの者（ <u>婚姻した女子を除く。</u> ）をいう。 (2)～(7)（略） |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに婚姻をし、又は民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第3条第2項の規定による婚姻をした18歳に達するまでの女子に対する改正後の第14条第1号の規定の適用については、同号中「者」とあるのは、「者（婚姻した女子を除く。）」とする。

新潟県条例第46号

新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例を廃止する条例

新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例（平成29年新潟県条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第47号

新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例

新潟県工業用水道条例（昭和39年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | | |
|---|------------|--------|------------|--------|------------|--------|---|-----|--------|------|--------|--------|--------|-----|
| (水道使用料) | | | | | | | (水道使用料) | | | | | | | |
| 第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。 | | | | | | | 第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。 | | | | | | | |
| 名称 | | 区分 | | | | | 名称 | | 区分 | | | | | |
| | | 基本料金 | 特定料金 | 超過料金 | | | | | 基本料金 | 特定料金 | 超過料金 | | | |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | |
| 新潟臨海工業用水道 | 基本使用水量 | 27円30銭 | 特定使用水量 | 31円20銭 | 超過使用水量 | 54円60銭 | 新潟臨海工業用水道 | 東部系 | 基本使用水量 | 24円 | 特定使用水量 | 31円20銭 | 超過使用水量 | 48円 |
| | 1立方メートルにつき | | 1立方メートルにつき | | 1立方メートルにつき | | | 西部系 | 基本使用水量 | 23円 | 特定使用水量 | 29円90銭 | 超過使用水量 | 46円 |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | 備考 | | | | | | | |
| 1 「東部系」とは、新潟臨海工業用水道のうち昭和56年11月23日における県道島見豊栄線、同県道の起点から正北に海岸まで引いた線及び同県道の終点から正南に豊栄市と北蒲原郡水原町との境界線まで引いた線以東の区域に給水するものをいう。 | | | | | | | 1 「東部系」とは、新潟臨海工業用水道のうち昭和56年11月23日における県道島見豊栄線、同県道の起点から正北に海岸まで引いた線及び同県道の終点から正南に豊栄市と北蒲原郡水原町との境界線まで引いた線以東の区域に給水するものをいう。 | | | | | | | |
| 2 「西部系」とは、新潟臨海工業用水道のうち東部系を除くものをいう。 | | | | | | | 2 「西部系」とは、新潟臨海工業用水道のうち東部系を除くものをいう。 | | | | | | | |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第48号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | |
|---|-------|-----|----------|-----|----------|----|------------------------|
| <p>第10条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第11条 次の表に掲げる病院（次条から第14条までにおいて「病院」という。）の管理は、法人その他の団体であつて病院局長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立加茂病院</td> <td>加茂市</td> </tr> <tr> <td>新潟県立吉田病院</td> <td>燕市</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第12条 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 病院における診療に関する業務</p> <p>(2) 病院の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として病院局長が定める業務</p> <p><u>(利用料金等)</u></p> <p>第13条 指定管理者による管理の場合には、第4条の規定は、適用しない。</p> <p>2 指定管理者による管理の場合には、病院を利用する者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。</p> <p>4 利用料金は、第4条第2項及び第3項で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について病院局長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないとする場合には、あらかじめ病院局長の承認を得て、利用料金を定めることができる。</p> <p>6 指定管理者は、管理規程で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>7 指定管理者による管理の場合には、病院において診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、指定管理者の定めるところによりその料金を指定管理者に納めるものとする。</p> | 名 称 | 位 置 | 新潟県立加茂病院 | 加茂市 | 新潟県立吉田病院 | 燕市 | <p>第10条 (略)</p> |
| 名 称 | 位 置 | | | | | | |
| 新潟県立加茂病院 | 加茂市 | | | | | | |
| 新潟県立吉田病院 | 燕市 | | | | | | |

(指定管理者の指定)

第14条 第11条の規定による指定を受けようとするものは、管理規程で定めるところにより、病院局長に申請しなければならない。

2 病院局長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な病院の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(2) 良質な医療を提供する能力を有するものであること。

(3) 病院の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

(指定管理者の告示)

第15条 病院局長は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第10条の次に6条を加える改正（第14条から第16条までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

新潟県条例第49号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加号を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料)</p> <p>第7条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 法第5条の3の2第1項の講習会の講習を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表67の2の項の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 法第9条の16第1項の資格の認定を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表70の4の項の下欄に掲げる金額</u></p> | <p>(銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料)</p> <p>第7条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(13) (略)</p> |
| <p>(道路交通法関係手数料)</p> <p>第8条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) <u>法第51条の8第1項の登録を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の2の項の1の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(2) <u>法第51条の8第6項の登録の更新を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の2の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(3) <u>法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の1の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(4) <u>法第51条の13第1項第1号イの講習を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(5) <u>法第51条の13第1項第1号ロの規定による認定を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の3の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(6) <u>法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の</u></p> | <p>(道路交通法関係手数料)</p> <p>第8条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）<u>第49条第1項のパーキング・メーターを作動させようとする者又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けようとする者は、1回につき200円の手数料を納めなければならない。</u></p> |

書換え交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の4の下欄に掲げる金額

(7) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の5の下欄に掲げる金額

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)

(手数料の免除)

第12条 第8条第2項及び第3項の手数料について、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、公益のために道路を使用しようとする場合は、当該手数料を免除する。

- (1)・(2) (略)
- 2・3 (略)

(手数料の納入方法)

第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 第8条第7項の規定により指定講習機関に納める手数料
- (3)・(4) (略)

2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 法第51条の8第1項の登録を受けようとする者 1件につき2万3,000円
- (2) 法第51条の8第6項の登録の更新を受けようとする者 1件につき2万3,000円
- (3) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者 1件につき9,900円
- (4) 法第51条の13第1項第1号イの講習を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の2の下欄に掲げる金額
- (5) 法第51条の13第1項第1号ロの規定による認定を受けようとする者 1件につき4,500円
- (6) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の書換え交付を受けようとする者 1件につき2,100円
- (7) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の5の下欄に掲げる金額

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)

(手数料の免除)

第12条 第8条第3項及び第4項の手数料について、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、公益のために道路を使用しようとする場合は、当該手数料を免除する。

- (1)・(2) (略)
- 2・3 (略)

(手数料の納入方法)

第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 第8条第8項の規定により指定講習機関に納める手数料
- (3)・(4) (略)

| | |
|--|---|
| | 2 前項本文の規定にかかわらず、第8条第1項に規定する手数料は、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備に現金を投入して納めなければならない。 |
|--|---|

附 則

この条例中第7条第3号の次に1号を加える改正及び同条に1号を加える改正は令和4年3月15日から、その他の改正は公布の日から施行する。